

修
正
帝
國
修
身
訓
高
等
科
卷
六

8
86

K120.1
134
b

修 正 帝 國 修 身 訓 卷 六 高 等 科 目 次

第一課	高田屋嘉兵衛の改過	一	第十課	同 忠誠 公平 謙讓	十三
第二課	同 剛毅 果斷	二	第十一課	同 至誠 教訓	十四
第三課	同 信義一	四	第十二課	同 至誠	十六
第四課	同 信義二	五	第十三課	山田長政の立志一	十七
第五課	近藤重藏の幼時及び探檢	七	第十四課	同 立志二	十八
第六課	同 探檢	八	第十五課	同 立志三	二十
第七課	菅原道真公の祖先及び勤學	九	第十六課	日清戦争の義一	廿一
第八課	同 孝行 仁慈	十	第十七課	日清戦争の義二	廿二
第九課	同 謙遜 世務 果斷	十二	第十八課	日清戦争の義三	廿三

修正帝國修身

修 正 帝 國 修 身 訓



修 正 帝 國 修 身 訓 卷 六 高 等 科

第一課

高田屋嘉兵衛の改過

高田屋嘉兵衛は、淡路に生れたる人にて、勇氣と、膽力とに富み、一たび、斯くと、思ひたちしことは、しとげねば、止まざりき。

嘉兵衛、幼少の折は、常に、粗暴の遊をして、屢父母に迷惑をかけ、又、他に傭はれたりしも、やもすれば、朋輩と、喧嘩して、長く、一家に止まること、能はざりけり。

或日、嘉兵衛、前非を後悔し、今より、行を改め、名を擧げんものと、兵庫に赴き、船問屋を開き、身をくだきて、働きければ、家業、大に繁昌せり。其後、函館に、店を設け、蝦夷地の回漕を始め、厚岸に泊りし折、幕府の役人、近藤重藏に逢ひ、擇捉航海を託せられて、御用船頭となりぬ。

さて、此航海は、名高き難處なれば、嘉兵衛は、種々、心を盡して、出船せしに、幸に、浪穩かにして、無事に著しければ、委しく見分して、之を復命せり。後、一旦、兵庫に歸り、種々の品を携へて、また、蝦夷に渡り、重藏に従ひ、再び擇捉に航し、多くの漁場を開きて、夷民に、其業を教へけり。

第二課 同 剛毅 果斷

或年、露國、使を我國に遣はし、修交を求めけるが、我、之を拒みしに、使臣は、國命を遂げざるを憂へて、死しければ、其船、千島に、亂暴しけり。

其後、露國、測量の爲め、國後くわいごに來たりしを、我守兵は、前の亂暴を怒り、艦長を捕へて、入獄せしめしに、艦員は、其生死の程を、知らざれば、日本船を捕へて、之を審にせんと、待ち構へたり。

かくとも知らず、嘉兵衛は、國後に、船を寄せけるに、露艦、鐵砲打ちかけ、其船を要し、嘉兵衛

を、艦内に、連れ行き、銃劔ひらめかして、勢を示したれど、嘉兵衛は、膽力、すぐれし者なれば、少しも臆せずして、副長の前に、到りしに、言語は、あ



仲坂

からねど、艦長の生死を問ふものゝ如くなれば、嘉兵衛、手真以して、其恙なきことを示したれど、副長、信ぜずして、嘉兵衛、及び、數人の水夫を連れて、歸國せんとせり。

嘉兵衛、去るに臨み、書を國後の役所に上りて、某、露人の爲に、おびやかされ、恥を忍びて、彼國に赴くも、誓て、二心を懐かず、一身をすて、兩國の葛藤を解かん」と、申し述べ、又、残りの水夫に、是までの勞を謝し、且つ、後の事共を言ひ含め、悠々として、露艦にぞ、乗込みける。

第三課 同 信義一

副長は、嘉兵衛の氣象に感じて、常に、坐卧を共にしたりければ、艦員は、皆、尊敬して、大將と呼べり。やがて、カムサッカに著きけるが、嘉兵衛、露語を知らざりければ、互の意志を通じ難しとて、日夜、之を學びて、漸く、通ずるに至れり。

嘉兵衛、既に、露語に通じければ、副長に、我國の艦長を捕へしは、千島に、亂暴せる者ありしによれり。されば、艦長を取り戻さんには、謝罪することよけれ。と、いひければ、副長、始て、事情

を知り、大に喜びて、此事を、總督に上申しけり。會、二人の水夫、病死しけるに、副長は、「露僧をして、葬禮を行はしめん」と、云ひしかど、嘉兵衛、「葬祭は、各國法あれば、余、自ら、營むべし」とて、手づから、棺を造り、經を讀みて、あつく葬りしかば、露人、其國俗を重んずるに、感じあへり。

或日、嘉兵衛、副長に向ひ、「我水夫の死する者、此の如し、我、亦、病あり。今にして、早く、兩國の葛藤を解かずんば、悔ゆるとも、及ぶなけん」と、いひければ、副長、深く、其言を然りとし、「予、日なら

ず、御身と、共に貴國に赴きて、事を謀らん」と、いへり。嘉兵衛、是に於て、大に喜び、禮服を著け、刀を帶び、威儀を正して、「斯くあらば、兩國の幸福、之に過ぎじ」と、謝辭を述べけるに、副長は、其禮の厚きに感じ、「必ず、言を食まじ」と、誓ひけり。

其後、出帆して、國後に著きけるに、副長は、嘉兵衛を、艦内に留め、二人の水夫を、役所に遣し、日を期して、艦長の様子を聞かしめんとしければ、嘉兵衛、深く、決する所あり。水夫に、「是までの事柄を、委しく、役人に語れ」と、いひ含めぬ。

第四課 同 信義二

嘉兵衛は、水夫の去るを見て、眼を怒らし、副長に迫り、「足下と親むこと、一年餘、互に、相信じて、兩國の平和を謀りしに、今に至りて、無智の水夫に、大事を委せ、余を艦内に留むるは、疑ふにも、程ことあれ。余は、日本男子なり。足下と、死を決せん」と、刀の鯉口、くつろげて、差寄りければ、副長、色を失ひ、「御身、上陸せんとならば、上陸せられよ。されど、艦長を取り戻すを得ずば、余は、死あらんのみ」と、いひければ、嘉兵衛、色解け、

「余も、此事ならずは、何の面目ありて、天下に立

たんや」とて、上陸しぬ。

翌日、嘉兵衛、松前奉行の意を傳へて、先に、露人の千島を暴掠せしは、露國政府の、與り知らざる旨の状を、幕府に送るべし」と、いへ



ば、副長は、直に、請書を差出して、歸國せり。

既にして、露艦は、函館に來たり、政府の辨明

書を奉行に渡して、會見せんとしけるに、其禮式に就き、異議を生じければ、嘉兵衛、大に之を憂へて、彼我の間を往來し、互に譲り合ひて、首尾よく、其會見を終へしかば、年來の紛議、是に於て、始て解け、艦長以下、皆放還せられけり。

かくて、嘉兵衛は、衣服・酒・烟草等を、露艦に贈りて、其勞を慰めしに、露艦も、亦種々の品物を贈りしかども、一も受けざりければ、露人は、深く、其廉潔に感じけり。其後、嘉兵衛は、幕府より、金幣を賜はりて、其功を賞せられたりき。

第五課 近藤重藏の幼時及び探檢

近藤重藏は、江戸の人なり。幼より穎敏にして、深く學問を好み、自ら思ふよし、苟も侍と生れて、文武の兩道に、達せざるは、大なる恥辱なり。と、日夜、油斷なく、勉強しけり。

露人、蝦夷を侵しければ、幕府、此がために、防備の計を講ぜしめしに、寛政九年、重藏、書を上り、自ら奮て、彼地に行かんことを請へり。

其後、幕府、目付、渡邊久藏等を、蝦夷に遣さんとせし時、豫ての願により、重藏をも、加へけれ

ば、重藏、大に悦び、久藏等と、共に行き、諸處を巡檢せしが、尚ほ、北方を探檢せんとして、一行に別れ、國後より、遠く、擇捉に渡れり。

かくて、歸路、蝦夷の東部を探檢しける中、たましく、十二月の末にて、寒氣、殊にはげしく、大河は、氷はりつめ、大木の立ちながら、凍りおれたるもありき。重藏、かゝる間を通りて、有珠にかへりつきたる時、幕府より、呼び戻しの命ありければ、直に、江戸に歸りしに、厚く、其勞を賞せられて、勘定役に、進みたりき。

第六課 同 探檢

幕府は、重藏等の復命により、北海、防備の、忽にすべからざるを覺り、江戸に、總取締を置き、更に、重藏等を、蝦夷に出張せしめ、共に、力を併せて、千島を經營せしめたり。

さて、重藏、厚岸に到り、擇捉に渡らんとせしに、其海、浪あらくして、渡航に、なやめる折から、高田屋嘉兵衛の、航海に、くはしきを聞き、之を舉げて、御用船頭となしぬ。

其後、重藏は、嘉兵衛と、共に、危難を冒して、擇

捉に航し、諸の捉等を定め、又、漁場を開きて、大に、漁方を改良したり。

是より先、露人、此地に來たり、恣に、十字架を建て、領地のしるしとせしかば、重藏、大に怒り、之を抜きて、木標を建



て、天長地久大日本國」と大書し、明に、我領地たるを示し、は、其功、大なりといふべし。

かくて、重藏、利尻島に到りて、露人、亂暴の跡を巡視し、夫より、樺太に渡り、詳に、露國の事情を取調べて、江戸に歸りければ、將軍家齊、謁をたまひて、多年の勤勞を、賞せられき。

是より、幕府、益、北邊の防備を嚴にして、外國の侮を受くるを、免れしのみならず、漸く、蝦夷、拓殖の緒に就きしは、畢竟、當年、重藏が探檢の功に、よらずは、あらざるなり。

第七課 菅原道真公の祖先及び勤學

菅原道真公は、是善卿の子にて、其先は、天穗^{あまのほ}日命^{ひのみこと}に出でたり。命の後胤、野見宿禰は、垂仁天皇の時、埴輪^{はにわ}を作りて、殉死する者に、代へんと乞ひ奉りしに、天皇よみして、之を用ひたまひ、大に宿禰を賞せられて、土師^{しのかみ}臣の姓を賜はらせたまひき。

是善卿は、宿禰十六世の孫にて、學徳共に高く、文章博士^{もんじはくし}より進みて諸國の國司に補せられ、位は、從三位に昇り、著書も亦頗る多く、文徳

實録の勅撰には、卿もあづかりたり。

道真公、幼名を阿呼といひ、漸く成長するに及び、他の兒童と異なりて、才智勝れ、深く學問を好みければ、父の卿、大に悦び、我家を興さんば、此兒にありと期したりけり。

かくて、公、六歳の頃より、島田忠臣に學びて、怠らざりしかば、十一歳の頃には、大人も及ばぬ程に上達し、又、巧に詩文をも作りたり。かく天才のすぐれたるがうへに、時を惜みて勤めければ、學業いよく進みたりき。

第八課 同 孝行 仁慈

道真公、年十九にして、文章生に擧げられ、當時、公の學問に、及ぶ者なき程なりしかど、公は、足れりとせず、尚ほ、深くも、きはめ、且つは、其暇に、弓馬の術をも、修めたり。

公、ある時、都、良香のもとに、いたりしに、折ふし、門人相集りて、弓を射けるが、公を見て、學問こそ、深けれ、射術は、拙かるべし。射しめて、あらは、ッやとて、強ひければ、公、いなみかねて、やがて、射けるに、百發、百中して、ければ、一座の人々、

驚き感じ合へり。

其後、公は、次第に、重き役に、進みけるに、深く、公を、慈まれし、母君は、なくなりて、篤く、公に、教へられし、父君も、なくなりければ、父無くば、何をか、恃まん。母無くば、何をか、怙まん。とて、いたく、嘆きたりき。

朝廷、或時、公が、詩を、徴したまひしに、公は、臣、儒者の、家に、生れながら、貴き、官位に、登りしこと、は、悉く、父祖の、餘慶の、他ならぬに、父祖の、文を、彰はさんとも、せで、己が、詩ばかり、上らんは、

子として、忍び難き所なり。と奏して、己が詩文を、父祖の集に副へて上れり。

仁和二年、公、讃岐の國司に任ぜられしに、國內を巡りて、民情を察し、深く、心を政事に盡しければ、民に、無實の罪を被る者なく、貧民の路頭に、迷ふ者もなかりけり。又、厚く、教化を布きければ、民俗、益あつくして、道に遺ちたるを、拾はざるに至りぬ。

されば、國內の人々、公の仁政に感じて、慕ひ敬ふこと、赤子の慈母を見るが如くなりき。

第九課 同 謙遜 世務 果斷

道真公、國司の任はて、京に歸られしに、程なく、宇多天皇、公を藏人頭くらうどのかみに任じたまひしに、公、この官は、門地、高き人ならでは、任ぜられし例なし。臣の當る所にあらず。とて、固く、辭し奉りしかど、天皇、許させたまはざりき。

公は、朝廷の信任、かく、厚かりければ、尋で、春宮亮はるのみつらに任ぜられて、特に、春宮の御指導を承り、又、勅を受けて、類聚國史を編し、寛平四年、功成りて、之を上れり。

公遣唐大使を命ぜられしに、此時唐に大亂ある由を聞き、かくては、入唐するも、使命を果すこと能はざるべし。然らば、實に、國家の大事なり。願はくは、使を廢せられたし。是れ、臣、一身の故に、あらざるなり。」と、奏しけるに、許されぬ。或年、公、勅をうけて、囚人を調べけるが、罪の輕重を明にして、之を罰し、其疑はしき者は、懇に、後來を誡め、且つ、聖恩のかたじけなきことを諭して、放ちやりければ、囚人、皆、感泣し、皇居を拜して、立ち去りけり。

第十課 同 忠誠 公平 謙讓

宇多天皇、位を春宮トウキウに譲りたまふ。

醍醐天皇と申し奉る。或日、上皇、天皇に向はせ、道眞は、學識、世に高く、最も、政事に通じ、屢朕を諫めて、政道を正しぬ。讓位の事、亦、功勞、淺からねば、道眞は、朕が忠臣たるのみならず、天皇の功臣たり。宜しく、之を顯職に任じて、其功を、全うせしめ給ふべし。」と、仰せられき。

藤原フジワラ管根スガネ、少内記の官を勤めをりしに、公は、其學問に、深きを知りて、侍讀に薦めけり。此頃

の學者は、其門派によりて、軋りあひしが、管根は、管門の弟子にあらざれど、其不遇を憐みて、かく薦めければ、人々、其公平を稱したり。

尋で、公、右大臣に任せられ、右近衛、大將を兼ねたりしが、寵あつく、官、たかくば、誹り、隨て、至らん。願はくは、臣が兼官を免ぜられんことを。と、三度、表を上りて、辭しけれど、朝恩、更に、隆んにして、許されざりしかば、この上は、只、一死もて、君恩に、酬い奉らん。とぞ、覺悟したりける。

或時、上皇、天皇に、道眞は、年高く、才徳、兼

ね備り、天下の望む所なれば、關白に舉げたまへ。と、仰せければ、此旨を詔らせたまひしに、公は、天恩の忝きに感泣したれども、現職すら、身に餘れる上に、藤原氏を超えて、其職に就かんことは、禍の端なり。とて、固く辭し奉れり。

此時、藤原、時平、左大臣なりしが、深く、公の人望たかきを嫉み、源光^{ひかる}、藤原、管根等と謀り、讒をかまへ、屢、あしざまに、上奏しけり。天皇、初の程は、信じたまはざりしも、衆口、金ヲ鏢カス。とかや。遂に、公を太宰、權、帥に、貶したまへり。

第十一課 同 至誠 教訓

道真公、忠誠を盡しながら、忽ち讒者の爲に、不忠の名を蒙りければ、悲みに堪へざりしを、宇多法皇、聞召して歎かせ、いかにもして、救ひたまはんと。急ぎ參られけるに、管根等、宮門を固めて、通し奉らざりければ、天皇への御對顔、叶はで、泣く／＼、還らせたまひけり。

されば、公は無罪をいひとくに由なく、延喜元年、都を立ち出で、遠き筑紫に下りけり。此時、年稍長ぜし公きんたぢ達は、皆離れ／＼に流されて、

幼き子女のみど、公に従はれける。

海山、遠くへだつれど、日數かさなりて、太宰府の館に、著きけるに、柱傾き、壁破れて、雨風さへ、支へかぬる様なれども、公は、露、怨まるゝ色もなく、常に、端坐して、讀書し、或は、詩歌を作りて、情を慰め、時々、教訓を、子女に垂れたりき。

或時、公は、子女を近く呼び、昔、南淵大納言の子は、奢りし爲に、零落し、終には、賤しき群に入りてけり。又、參議山蔭卿も、驕りければ、家傾きて、其女は、琴を弾きて、食を門に乞へるなど、淺

まじかりき。されば、榮華は、凡て、身を亡ぼす基なり。など、詩を作りて、教へたりき。

公、謫居中、詠みける歌、多き中に、月明なる夜、海ならすたゝふる水の底までも

きよき心は月どてらさん

と、詠みて、其赤心をあらはし、又、或時、

心だにまことの道にかなひなば

いのらずとても神やまもらん

と、詠みたるを見ても、公が正義・至誠の心は、知らるべく、げに、末代までの、教訓どかし。

第十二課 同 至誠

道真公が、筑紫に下りしは、春の頃なりしを、光陰、矢の如く、いつしか、秋の半になりけるに、公、思へば、「去年の今日の頃、清凉殿に侍せし時、秋思の詩を上りしを、獻感、遊ばして、御衣をど賜はりし。」とて、君を思ふの情に堪へず、一詩を作りけり。讀む者、涙を催さざるはなし。

去年、今夜侍、清凉、秋思、詩篇獨斷、腸、

恩賜、御衣今在、此、捧持、毎日拜、餘香、

公、延喜二年の秋の頃より、心地、例ならざり



安樂寺に葬りけり。今、神廟の在る處なり。

しに、翌年の
二月二十五
日といふに、
年五十九に
て、終にはか
なくなりけ
れば、人々、深
く、歎き哀み
しが、やがて、

「天、忠孝ニ祚ス。」公が忠孝は、天性に出で、至誠、鬼神を感ぜしむる程なれば、天道いかでか、公を助けざるべきやがて、天皇、悔いさせられ、公が官を復して、正二位に進め、先に流されし公達をも、皆、赦させたまへり。

後、一條天皇、公に、左大臣正一位を贈らせられ、尋で、太政大臣を授けたまふ。又、堀河天皇の御時、天満宮の廟名を賜はりしに、世の人、公の高徳を尊びて、今は、如何なる村里も、祠を建て、公の靈を祀らざるはなし。

第十三課 山田長政の立志一

山田長政は、通稱を仁左衛門といひ、人と爲り、長け高く、眼光、鋭くして、膽力あり。商家に生れたれども、武士とならん志あれば、常に、軍書を讀み、劍術を習ひたり。

年、長じて、駿府城代、大久保某の中間となりしかど、熟、前途を考ふるに、「斯る太平の世にて、功名を立てんこと、思ひもよらず。寧ろ、海外に渡航して、大功を立てんには若かじ」と、決心せり。志を立ツルコト、勇猛ナルベシ。とは、是なり。

此頃、駿府に瀧某、太田某といふ二人あり。年、臺灣に渡りて、貿易を爲し、が、長政、一日、之を訪ひて、同行を乞ひしも、聞かれざりければ、密に、大阪に行きて、二人の持船に、隠れ乗りぬ。二人は、之を知らず、やがて、大阪を乗り出でて、沖邊、遙に、漕ぎ出でてしに、長政、突然、積荷の間、より、顯はれて、只管、同行を乞ひしかば、二人は、餘儀なく、之を許し、日數を経て、臺灣に著きけり。長政、偶、暹羅國、亂ると聞き、力を伸べんは、此時なりとて、更に、奮て、暹羅に渡れり。

第十四課 山田長政の立志ニ

かくて、長政は、暹羅に上陸し、其都に赴きて、戦争の有様を探りしに、六昆國と戦ひ、屢、敗れて、亡滅も近づきたらん様なり。されば國王も、大に憂へて、群臣と評議しけり。

時に、一大臣、王に申すよ、「日本人に、山田長政と云ふものあり。一日、我兵の調練を見て、かく亂れたる紀律にては、勝つべきいはれなし」といへり。臣、思ふに、長政は、軍事に、委しきものならん、宜しく、之を用ひたまふべし」と、云ひけり。

れば、國王、直に長政を召して、計を問ふに、長政、策を獻じければ、擢んで、上將軍に任じたり。

是に於て、長政、豫ねて、居留せる日本人を集め、且つ、土兵を加へて、新に、二千餘人の軍隊を編成し、日本の援兵、來たると稱し、六昆の軍と戦ひて、大に、之を破りけり。



六昆王、敗を聞き、大に怒り、更に、十萬の大兵

を以て、攻め來しに、長政いふ、「大兵、新に來たる、奇計を用ひざるべからず。」とて、兵を伏せて、敵を誘ひ、包み撃ちて、大に之を破り、逃ぐるを追ひて、其國に攻め入り、王を擒にして、凱旋しければ、暹羅王、喜ぶこと限りなく、厚く、軍隊を賞し、殊に、長政に、高位・大祿を賜はりぬ。

其後、長政、また、呂宋の軍を破りけるに、王、遂に、大臣に任じ、尋で、逸比留國の大守として、諸侯に、列せられしかば、一たび行きて、其國を治め、後、都に歸りて、國政に與りたり。

第十五課 山田長政の立志三

其後、長政、暹羅國の政を、とり行ひしに、國內、善く治りければ、其名、遠近に隠れなかりしかど、我國の人は、絶えて、之を知らざりき。

此頃、瀧・太田の二人、交易の爲に、暹羅に到りし時、忽に、使者、來たりて、「我君、謁見を賜はる由なり。いざ、導き參らせん。」といふ、二人、何事かは、知らねども、導かれしに、殿内、金珠の光、まばゆく、正坐の貴人、冠服、いかめしかりければ、怖れて、仰ぎ見かねて、どまかり出でける。

やがて、山海の珍味をもてなされければ、二人、益々怪みけるに、此夜、突然、貴人、訪ひ來たりて、久濶の情を陳べければ、二人、始て、其長政なるを知れり。尚ほ二人に、厚く物を與へ、後、我國より、暹羅に到る商人をば、能く保護したり。長政、匹夫より起りて、身、既に富貴なりしかど、父母の國を、思ふこと篤く、嘗て、駿府淺間神社に、祈りしことありければ、戦艦を圖して、額とし、遙に寄せて、其神社に納め、又、方物を幕府に上りて、恭順の意を表しぬ。

第十六課 日清戦争の義一

朝鮮は、古より、我國と交通せしが、中ごろ、清國の附屬たる姿なりければ、我國は、此と對等の條約を結びて、獨立の國たらしめぬ。

明治廿七年、朝鮮に、暴徒起りけるが、朝鮮政府、其鎮撫に、なやみしかば、清國は、己が野心を遂げんとて、暴徒を鎮むるを名とし、朝鮮政府に説きて、其兵を貸したり。

先きに、清國は、我國と、朝鮮に、兵を出だす時は、互に、通知すべきことを、約しければ、此時、出

兵の通知ありき。されば、我國も、居留民を保護せんとして、兵を出だして、之を、清國に通知しぬ。朝鮮の治亂は、東洋の平和に、大關係あるを、もて、我國は、其獨立を、全くせしめんとて、清國に謀りしに、之を拒みければ、我、獨力もて、事に當らんとせしに、清國は、種々に、之を妨げたり。彼振舞は、すべて、平和を害することなれば、我政府は、清國駐劄の公使、并に、領事に令して、歸朝せしめけるに、清國、亦、我國、在留の官吏を、引拂はしめ、日清の交誼、是に於て、破れたり。

第十七課 日清戦争の義二

日清の平和、既に破れければ、清國は、陸に、海に、頻に、兵を出だして、戦争の準備をなし、かば、我國も、亦、兵を出だして、之に備へたり。

去る程に、我、吉野・浪速・秋津洲の三艦、豊島沖を進航しけるに、清艦、濟遠・廣乙に會したり。此時、未だ戦の開けたるにあらねば、我は、國際法を重んじて、敬禮せんとせしに、彼は、應ぜざるのみか、忽ち、發砲して、戦端を開きければ、我、直に、之を撃ちけるに、敵は、敗れて逃げ去りぬ。

これより先、朝鮮國王は、清兵を追ひ拂ふべき事を、我に依頼したりければ、京城、屯在の我兵は、一舉して、成歡、牙山等に屯集せる清兵を、うち攘ひてけり。

此報、清國政府に達しければ、清國皇帝は、更に、大兵を朝鮮に出だし、且つ、日本追討の詔を下したり。されば、我、天皇陛下に於かせられども、亦、宣戦の大詔を下したまひければ、政府は、訂盟各國に向うて、此旨を通じけるに、各國皆、局外中立を守るべき旨を通じ來たれり。

第十八課 日清戦争の義三

かくて、我軍は、陸には、平壤に、金州に、海には、黄海の大合戦あり。海陸、合撃には、旅順口の大攻撃等に至るまで、大小、數十回、向ふ所、前なく、戦ふ所、勝たざるなく、將に、大舉して、北京を屠らんとせしに、清國は、や、力つき、勢屈し、遂に、張蔭桓を欽差大臣とし、來たりて、和を議せしむ。我、天皇陛下、總理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光を、全權辨理大臣に任ぜしに、張蔭桓の資格、不十分なりしかば、之が談判を拒絶せり。

尋て、清國は、李鴻章を遣はし、かば、我、全權大臣は、下、關に於て、談判を開き、會見、數次の後、遂に、遼東半島、及び、臺灣島、澎湖列島を割讓し、償金二億兩を納むることを約して、歸國せしめたり。後、我國は、好意を以て、遼東半島を還したりき。

是に於て、日清の平和、回復して、舊交を温め、今は、善隣の交誼、ますます、深し。

終

正帝國修身訓高等科

明治廿二年十二月四日發行
 明治廿三年二月十一日訂正再版發行
 明治廿四年三月九日修正三版發行
 明治廿四年八月二十日修正四版印刷
 明治廿四年八月廿三日發行

定價	
一卷金	八錢二分
三卷金	九錢四分
五卷金	六錢四分
七卷金	八錢四分

著作權所有

編者

發行兼印刷者

代表者

印刷所

學海指針社

株式會社 集英堂

小林清一郎

株式會社 集英堂活版所

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

東京市淺草區老松町三番地

東京市神田區柳原河岸十二號地

修正帝國修身訓
高等科
卷七

8
86

K120.1
134
7